

大府市自主防犯活動促進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、犯罪の抑止及び市民や自主防犯団体等の防犯意識の醸成を図り、安心で安全なまちづくりを推進することを目的とし、防犯カメラ、特殊詐欺防止用電話機器等及び防犯用具を購入し、及び設置する市民や自主防犯団体等に対し、予算の範囲内で交付する大府市自主防犯活動促進事業費補助金（以下「補助金」という。）に関し、大府市補助金等交付規則（昭和46年大府市規則第7号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次に掲げるとおりとする。

(1) 防犯対策装置 次に掲げるものをいう。（新品に限る。）

ア 防犯カメラ 街頭犯罪等の防止を目的として、道路等の公共空間を中心に写すよう固定して設置される映像撮影装置で、映像を記録する機能を有する機器を備えているものをいう。

イ 特殊詐欺防止用電話機器等 次のいずれかに該当する機能を有するものをいう。

(ア) 固定電話機に接続する機器であって、管理サーバーに登録された迷惑電話を発信する番号からの着信を自動で判別し、警告を表示し、又は自動的に着信を切断する機能を有する機器

(イ) 固定電話機に接続する機器であって、自動で発信者に対し録音を行う旨の応答をし、録音を行う機能を有する機器

(ウ) 自動応答録音装置等を備えた迷惑電話への対策機能を有する固定電話機

ウ 防犯用具 防犯カメラ及び特殊詐欺防止用電話機器等に該当しないもので、センサーライト、ハンドルロック及び防犯ガラス等、防犯に効果のあるものをいう。

(2) 迷惑電話 一般消費者を対象とした違法又は不当な手段を用いる商取引及び特殊詐欺（対面することなく人を欺き、現金その他の財物をだまし取る行為をいう。）を目的とする電話をいう。

(3) 自主防犯団体等 市内の自治区（これに属する組及び班を含む。）、自治会、防犯パトロール隊（市民が組織するもの限る。）等をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する自主防犯団体等又は個人とする。

(1) 別表1に掲げる要件を満たすこと。

(2) 当該年度において、同一区分の防犯対策装置の購入等に係る補助金の交付を受けていない自主防犯団体等又は世帯の者であること。

(3) 大府市暴力団排除条例（平成23年大府市条例第21号）に規定する暴力団員でない者又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有していないこと。

(4) 防犯対策装置の購入後に発生した事件等について、県及び市が一切の責任を負わな

いことについて了承すること。

- (5) 大府市税の滞納がない世帯に属する者であること。(個人の場合に限る。)
- (6) 専ら自己又はその世帯の構成員(自主防犯団体等は当該地域の住民)の使用の用に供するために防犯対策装置を購入し、及び設置すること。
- (7) 転売を目的として防犯対策装置を購入しないこと。
- (8) 防犯対策装置を購入後3年以上使用すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
 - ア 天災、事故等による破損等、自己の責に帰すべき事由以外の事由で防犯対策装置を処分するとき。
 - イ その他市長が認めたとき。
- (9) 特殊詐欺防止用電話機器等及び防犯用具にあっては、大府市内に存する事業者から購入すること。
- (10) 前号までの要件に虚偽があったことが市から補助金の交付を受けた後に判明した場合は、市に対して、補助金を返還することについて了承すること。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 防犯カメラ 防犯カメラ及び表示板を購入し、及び設置する費用。ただし、次に掲げるものを除く。
 - ア 維持又は管理に要する費用
 - イ 地代及び占用料
 - ウ 防犯カメラの操作指導料
 - エ 既存の設備の撤去に要する費用
 - オ アからエまでに掲げるもののほか、市長が不相当と認める費用
- (2) 特殊詐欺防止用電話機器等及び防犯用具 補助対象者が特殊詐欺防止用電話機器等及び防犯用具を購入し、及び設置する費用。ただし、防犯用具は、合計金額が税込3,000円以上購入する場合を対象とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1の額(100円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額)とし、次に定める額を限度とする。

- (1) 防犯カメラ 340,000円
- (2) 特殊詐欺防止用電話機器等 6,000円
- (3) 別表2に定める防犯用具 16,000円

(交付の申請及び実績報告)

第6条 補助金の交付を受けようとする自主防犯団体等又は個人(以下「申請者」という。)は、防犯対策装置を購入した日(防犯カメラにあっては、設置した日)の属する年度の3月31日(同日が市役所の閉庁日に当たるときは直前の開庁日)までに、大府市自主防犯活動促進事業費補助金交付申請書兼実績報告書(第1号様式。以下「交付申請書兼実績報告書」という。)に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 防犯カメラ 次に掲げる書類

- ア 防犯カメラの設置等に係る請求書及び領収書の写し
- イ 購入した防犯カメラの規格がわかるカタログ、パンフレット、取扱説明書等の写し
- ウ 防犯カメラ及び表示板の設置箇所の位置図及び写真
- エ 設置された防犯カメラにより撮影した画像を印刷したもの
- オ 撮影対象区域内の住民等の同意書の写し
- カ 設置場所を借用する場合には、地権者の同意書、許可書等の写し
- キ その他市長が必要と認める書類等

(2) 特殊詐欺防止用電話機器等及び防犯用具 次に掲げる書類

- ア 代金の支払手続が完了したことを証する書類（明細を確認できる領収書の写し等）
- イ 購入した特殊詐欺防止用電話機器等又は防犯用具の規格が分かるカタログ、パンフレット、取扱説明書等の写し
- ウ ドライブレコーダー又は自動車用警報機を購入した場合は、車検証の写し
- エ その他市長が必要と認める書類

（交付の決定及び通知）

第7条 市長は、前条の規定による交付申請書兼実績報告書の提出があったときは、速やかに、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定による補助金の交付の決定に当たり、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、当該決定に必要な条件を付することができる。

3 市長は、前2項の規定により補助金の交付を決定したとき、及び当該決定に条件を付したときは、大府市自主防犯活動促進事業費補助金交付決定通知書（第2号様式）により、通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第8条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助金を振り込む口座情報が分かる書類を添えて、速やかに大府市自主防犯活動促進事業費補助金交付請求書（第3号様式）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の請求書を受理したときは、補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第9条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) この要綱に規定する要件を満たしていないことが判明したとき。

(2) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

（補助金の返還）

第10条 市長は、前条の規定により補助金の返還を決定したときは、補助金の返還を請求するものとする。

（検査等）

第11条 市長は、交付決定者に対して、補助事業に関して必要な指示をし、報告を求め、

又は検査をすることができる。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき、既になされた申請は、この要綱の失効後も、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表1 (第3条関係)

区分	補助対象者
防犯カメラ	<ul style="list-style-type: none">・ 自主防犯団体等であること。・ 交付の申請に当たり事前に市に相談をすること。・ 防犯カメラの撮影対象区域内の住民等の同意を得ていること。・ 防犯カメラの設置について、設置場所の所有者の承諾等の権原を備えていること。・ 設置後の維持管理費を含め、責任を持って維持管理することについて承諾すること。・ 愛知県防犯カメラの設置及び運用に関するガイドラインに準ずる防犯カメラの設置及び運用をすること。
特殊詐欺防止用電話 機器等	市内に住所を有し、現に居住している者又は市内の自主防犯団体等
防犯用具	市内に住所を有し、現に居住している者又は市内の自主防犯団体等

別表2 (第5条関係)

補助対象となる防犯用具

防犯用具の区分	防犯対策の内容
侵入盗対策	<ul style="list-style-type: none">・ センサーライトの取付け (屋外に限る。)・ ダミー防犯カメラの取付け (屋外に限る。)・ 防犯対策効果のある錠への交換・ 補助錠 (扉)、サムターンカバー、ガードプレート、カム送り防止具等の取付け・ 防犯ガラスへの交換・ 防犯フィルム、補助錠 (窓)、格子等の取付け・ 門灯の新規設置 (既存の球替えは対象外。)・ 防犯砂利の敷設 (屋外に限る。)・ テレビ付きインターホンの設置・ 留守番機能を有する屋内照明の設置・ センサー警報機

自動車関連窃盗対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ハンドルロック ・タイヤロック ・常時監視・録画機能付きのドライブレコーダー（新車購入時に標準装備で取り付けられているものは対象外。） ・自動車用警報機（新車購入時に標準装備で取り付けられているものは対象外。） ・ナンバープレート盗難防止用ネジ ・リレーアタック防止用品
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・防犯ブザー ・自転車盗対策用品（チェーンロック等） ・その他市長が認める防犯用具

補助対象とならないもの

区分	防犯対策の内容
侵入盗対策	<ul style="list-style-type: none"> ・新築住宅等（マンション等共同住宅を含む。）において、新築時に既に設置が完了している防犯対策装置 ・防犯カメラ ・留守番機能を有していない屋内照明
自動車関連窃盗対策	<ul style="list-style-type: none"> ・常時監視・録画機能を有していないドライブレコーダー ・新車購入時に標準装備されているドライブレコーダー及び自動車用警報機
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・護身用具（警棒、十手、刀剣、スタンガン、催涙スプレー及びこれらに準ずるもの） ・防犯対策以外の目的を有するもの（犬、門扉、フェンス、車庫等） ・警備会社への委託料 ・その他市長が不相当と認めるもの